

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年11月15日提出
【計算期間】	第2期計算期間 (自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日)
【ファンド名】	世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／株式に属し、主として世界各国の株式に実質的に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			あり () なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産 (その他資産 (投資信託証券)) と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産 (株式) とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド (当ファンド) としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で世界各国の株式などを直接組み入れる場合があります。

投資者のみなさまからいただく信託報酬の一部を、発展途上国を中心にインフラ改善などのために寄付します。

- ◆販売会社が当ファンドの投資信託財産から委託会社を通じて収受した信託報酬の一部は、発展途上国を中心にインフラ改善事業などに取り組む団体などに寄付を行い、当該団体などを通じてインフラ改善の復興支援活動などに役立てられます。寄付先・寄付金額については、運用報告書において投資者のみなさまに報告します。
- ◆寄付金額は、純資産総額に対して年率0.05%程度を目処とし、当ファンドの信託報酬のうち販売会社が受け取る部分から支払います。ただし、純資産総額の増減やその他の諸条件を勘案して、変更される場合があります。

b. ファンドの特色

1. 主として世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。

企業の安定的なキャッシュフロー創出能力などに着目します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

当ファンドでの「インフラ関連企業」とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。つまり、「ピュア（純粋）」なインフラ企業が主要投資対象となります。

「株式など」とは上場株式、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。

株式などには、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて投資します。

＜マザーファンドの運用方針＞

- 新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する株式などを主要投資対象とします。
- 株式などの銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当などを勘案して投資を行います。
- 株式などの組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げる場合があります。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、株式などに直接投資する場合があります。

マザーファンドおよび当ファンドにおいて、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

２．マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。



同社はオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史があるオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。

オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。

未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ね、現在の未上場インフラ関連企業への投資残高は57.4億豪ドル¹（約5,000億円²）になります。

1 2011年6月末時点

2 2011年6月末時点の豪ドル円為替レート、1豪ドル＝86.381円で換算

新光投信が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

主な投資制限

株式などへの投資割合	株式などへの実質投資割合には制限を設けません。
	株式に類似する権利への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式などへの実質投資割合には制限を設けません。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、年2回（毎年2月、8月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

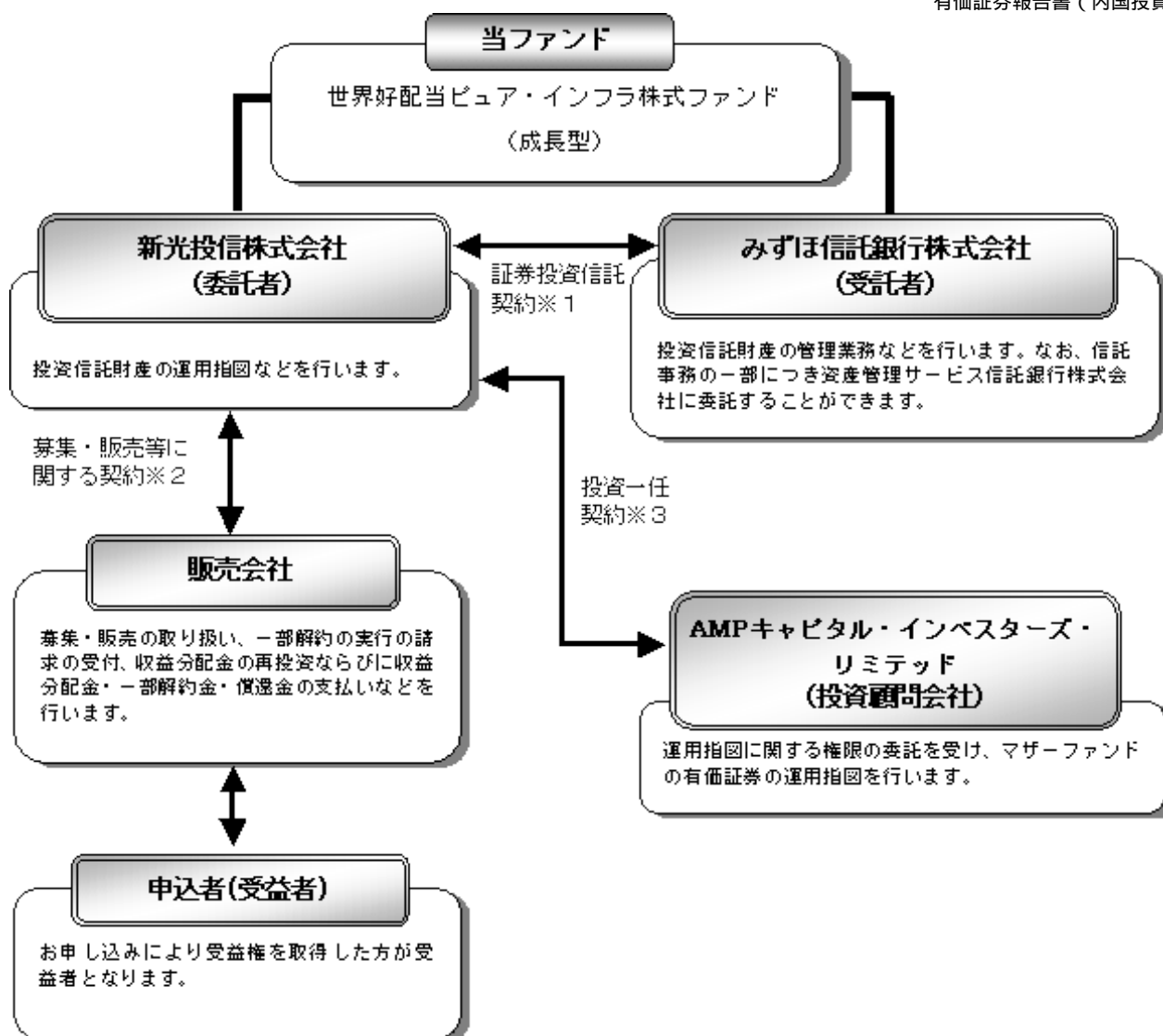
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成22年7月30日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年8月30日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年9月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
 平成8年8月 投資顧問業者の登録
 平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（八）大株主の状況

（平成23年9月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する上場株式（預託証券を含みます。）、株式に類似する権利およびインフラ関連の上場投資信託証券（以下総称して「株式等」といいます。）に直接投資する場合があります。

（ロ）投資態度

株式等の実質組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して実質組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げることがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

（ハ）主な投資制限

株式等への実質投資割合には制限を設けません。

株式に類似する権利への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式等への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式等の銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当等を勘案して投資を行います。

株式等の組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

(3) 投資制限

株式等への投資割合には制限を設けません。

株式に類似する権利への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式等への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成23年11月15日現在、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（毎月決算型）

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第５号および第６号以外の各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- １７．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23．投資事業有限責任組合契約に基づく権利および有限責任事業組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

24．外国の法令に基づく契約で、前号の権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といい、第23号および第24号の権利を以下「株式に類似する権利」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号および第6号以外の各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といい

ます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

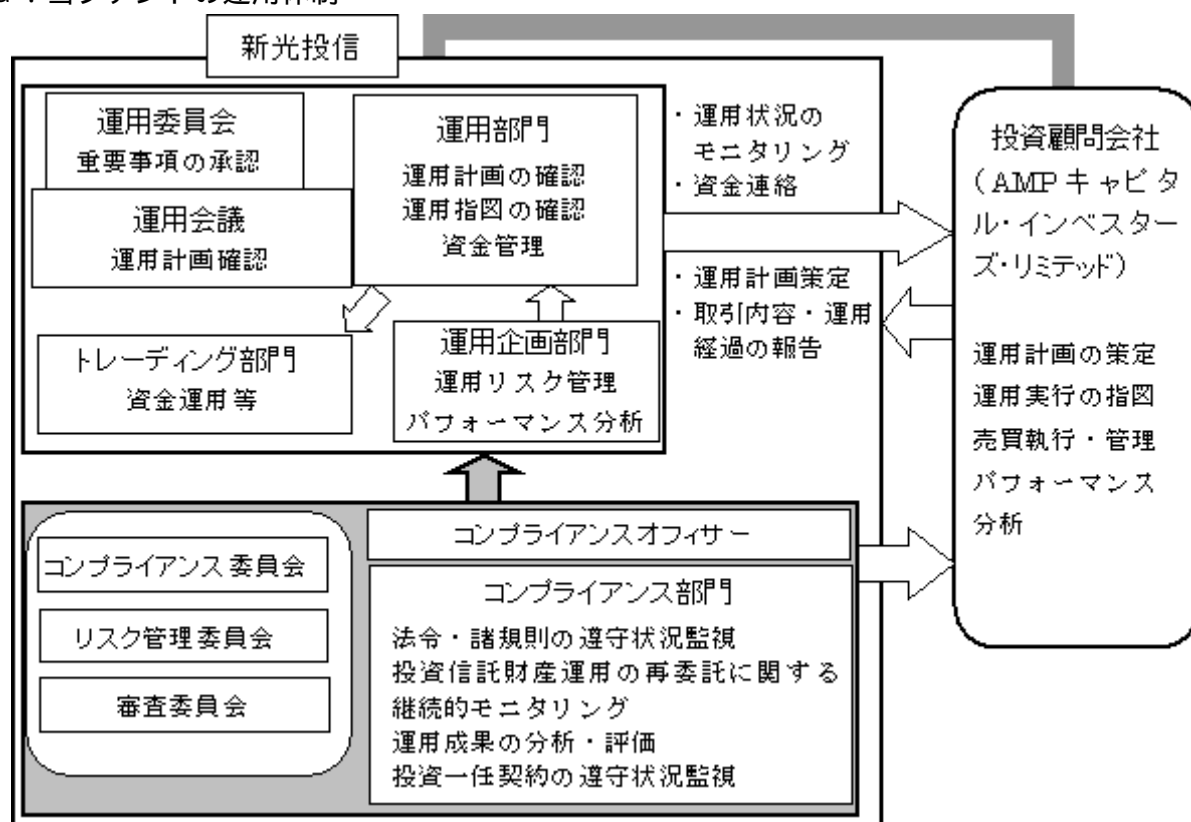
(ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨

建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ホ) 上記(ハ)(ニ)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ト) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



上記は平成23年11月15日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ・運用計画はAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにおいて策定されます。運用委員会から権限委嘱された会議体である運用会議ではAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドの運用計画の報告を受けます。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

● DO

- ・AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは投資一任契約に基づいて運用指図を行います。

- SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は、投資信託財産運用の再委託に関する社内規程に定める再委託先との契約書記載事項と実態との齟齬、再委託先に関する選定基準に該当しなくなる恐れの有無、指図書類と委託内容の齟齬等の事項について継続的なモニタリングを行っております。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款・投資一任契約の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（4）【配分方針】

- a. 収益分配は年2回、原則として、2月、8月の各月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
 - 2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づ

き、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．株式等への投資割合

上場株式、預託証券、株式に類似する権利および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

b．株式に類似する権利への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c．新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

e．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

g．投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについ

ては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（ハ）委託者が投資することを指図する株式に類似する権利は、取引所に上場されているもの、取引所に準ずる市場において取引されているものとします。

（ニ）上記（ハ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式に類似する権利で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

h. 信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

i. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j. 公社債の空売りの指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その

超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

1．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

o．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も

同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、世界各国の株式などに、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金とは異なります。

a．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて市場規模が小さく、流動性が低いことなどにより、価格変動が大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などの金融市場インフラが未発達なために、正確な情報に基づいた運用や意図した通りの投資を実行できない可能性もあります。さらに、地域によっては、様々な地政学的問題を抱えていることから、政治、経済、社会情勢などが不安定な国もあり、金融市場に重大な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

b．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．特定の業種・有価証券種類への投資リスク

当ファンドで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があります。結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

f．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託

財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（二）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（ヘ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

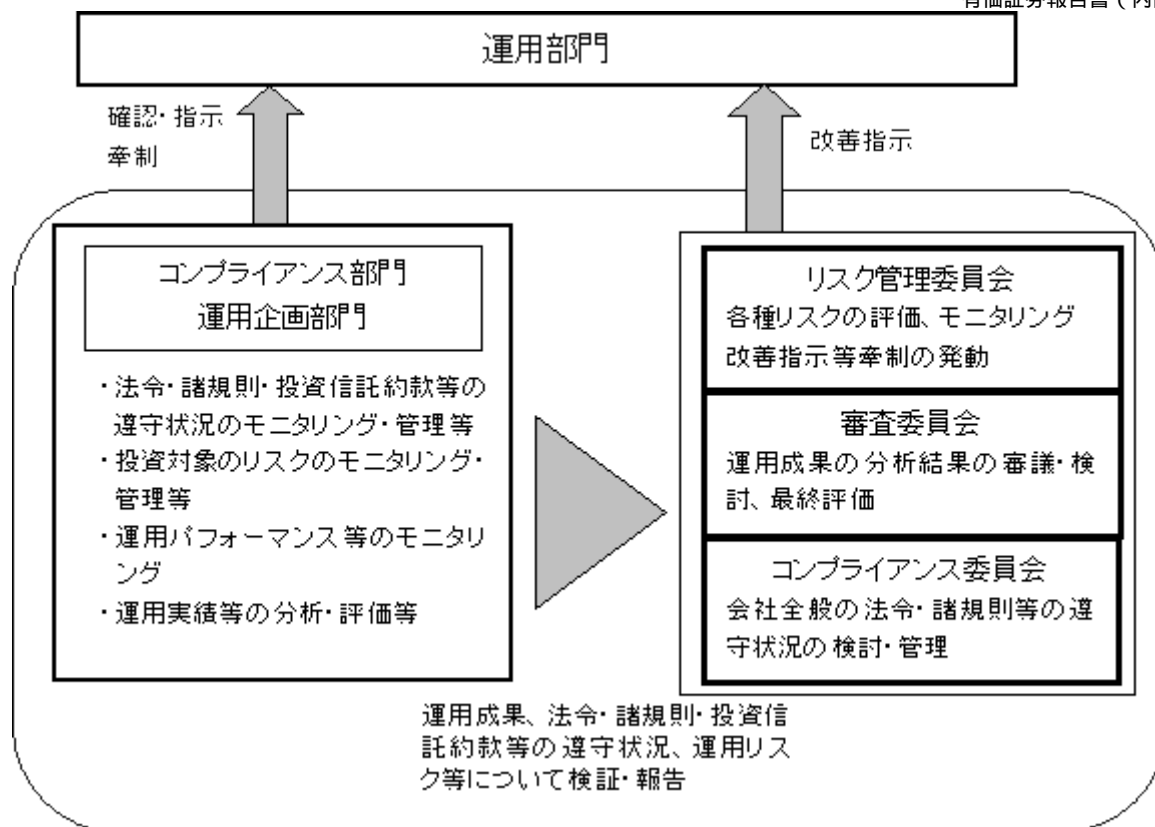
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

（２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	：投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金（スイッチングの場合を含む。）	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（１）【申込手数料】

（イ）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（ロ）スイッチング手数料

委託者が設定・運用する特定のファンドとの間において、乗り換え（以下「スイッチング」³といいます。）ができる場合があります。

スイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

- 3 「スイッチング」とは、「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）」を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に委託者が設定・運用する特定のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の176.4の率（1.764%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.9240%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.7875%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の委託（運用の再委託）を受けた投資顧問会社を受ける報酬を委託者が受ける報酬から、毎年2月および8月または信託終了のとき支払うものとし、その額は、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に次の率を日々乗じて得た額とします。

- 1．マザーファンドの投資信託財産の純資産総額の500億円以下の部分に対して
・・・年10,000分の50
- 2．マザーファンドの投資信託財産の純資産総額の500億円超の部分に対して
・・・年10,000分の45

販売会社が当ファンドの投資信託財産から委託会社を通じて収受した信託報酬の一部は、発展途上国を中心にインフラ改善事業などに取り組む団体などに寄付を行い、当該団体などを通じてインフラ改善の復興支援活動などに役立てられます。寄付先・寄付金額については、運用報告書において投資者のみなさまに報告します。寄付金額は、純資産総額に対して年率0.05%程度を目処とし、当ファンドの信託報酬のうち販売会社が受け取る部分から支払います。ただし、純資産総額の増減やその他の諸条件を勘案して、変更される場合があります。

（4）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（5）【課税上の取扱い】

- a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うこ

とが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成26年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成23年9月30日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
	世界好配当ピュア・インフラ		円		%

有価証券	親投資 信託	株式マザーファンド受益証券	日 本	2,249,036,901	時価	98.0
			小 計	円 2,249,036,901	-	% 98.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 46,587,397	負債控除後の 取得価額	% 2.0
-	純資産総額			円 2,295,624,298	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成23年9月30日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	アメリカ	円 2,394,618,985	時価	% 29.3
		カナダ	円 834,024,826	時価	% 10.2
		イタリア	円 341,910,003	時価	% 4.2
		オーストラリア	円 677,278,637	時価	% 8.3
		イギリス	円 1,402,214,172	時価	% 17.1
		バミューダ諸島	円 149,824,382	時価	% 1.8
		スペイン	円 405,975,423	時価	% 5.0
		ルクセンブルグ	円 203,682,732	時価	% 2.5
		ブラジル	円 413,490,767	時価	% 5.1
		ポルトガル	円 151,893,720	時価	% 1.9
		中国	円 112,454,217	時価	% 1.4
		小 計	円 7,087,367,864	—	% 86.6
	投資信託 受益証券	ガンジー	円 214,011,316	時価	% 2.6
		小 計	円 214,011,316	—	% 2.6
その他資産	コール・ローン等	日本他	円 879,558,004	負債控除後の 取得価額	% 10.8
—	純資産総額		円 8,180,937,184	—	% 100.0

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年９月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	世界好配当ピュア・インフラ 株式マザーファンド受益証券	日本	親投資 信託	2,189,056,747	1.0419	2,280,778,225	1.0274	2,249,036,901	97.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年９月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託	97.97
合計	97.97

株式業種別投資比率（平成23年９月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年９月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数又は 数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	NATIONAL GRID PLC	イギリス	株式	公益事業	883,479	711.43	628,536,822	766.52	677,211,390	8.27
2	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	148,749	3,247.66	483,086,251	3,094.36	460,283,030	5.62
3	SEVERN TRENT PLC	イギリス	株式	公益事業	208,180	1,769.00	368,271,023	1,827.69	380,488,545	4.65
4	NISOURCE INC	アメリカ	株式	公益事業	216,268	1,504.63	325,405,375	1,660.23	359,056,568	4.38
5	UNITED UTILITIES GROUP PLC	イギリス	株式	公益事業	463,946	719.81	333,956,542	742.57	344,514,237	4.21
6	TRANSCANADA CORPORATION	カナダ	株式	エネルギー	106,700	3,029.81	323,280,855	3,137.80	334,804,049	4.09
7	CENTERPOINT ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	198,597	1,433.35	284,660,002	1,529.93	303,840,302	3.71
8	ENBRIDGE INC	カナダ	株式	エネルギー	110,100	2,343.36	258,004,992	2,459.50	270,791,225	3.31
9	RED ELECTRICA CORPORACION SA	スペイン	株式	公益事業	68,520	3,668.83	251,388,670	3,537.13	242,364,644	2.96
10	SNAM RETE GAS SPA	イタリア	株式	公益事業	629,022	384.16	241,648,802	360.63	226,848,631	2.77
11	JOHN LAING INFRASTRUCTURE FUND	ガーンジー	投資信託 受益証券	-	1,693,699	126.95	215,025,588	126.35	214,011,316	2.61
12	ENERGY TRANSFER EQUITY LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	78,886	2,890.47	228,017,734	2,709.57	213,747,730	2.61

13	SES	ルクセンブルグ	株式	メディア	109,757	1,859.40	204,082,670	1,855.76	203,682,732	2.48
14	EL PASO PIPELINE PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	71,760	2,770.13	198,784,600	2,717.24	194,989,321	2.38
15	NORTHWESTERN CORPORATION	アメリカ	株式	公益事業	76,207	2,353.92	179,385,295	2,477.32	188,789,734	2.30
16	SPECTRA ENERGY CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	96,100	1,880.99	180,763,235	1,923.14	184,814,570	2.25
17	DUET GROUP	オーストラリア	株式	公益事業	1,497,445	118.01	176,723,817	121.02	181,226,334	2.21
18	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	オーストラリア	株式	公益事業	1,756,204	93.96	165,017,318	94.71	166,337,456	2.03
19	TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	株式	運輸	407,420	375.09	152,822,549	406.66	165,685,369	2.02
20	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	スペイン	株式	運輸	135,827	1,095.23	148,762,783	1,204.55	163,610,779	1.99
21	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-ADR	ブラジル	株式	公益事業	132,800	1,325.27	175,996,984	1,180.41	156,758,448	1.91
22	BRISA AUTO-ESTRADAS DE PORTUGAL SA	ポルトガル	株式	運輸	550,556	286.19	157,568,240	275.89	151,893,720	1.85
23	BROOKFIELD INFRASTRUCTURE PARTNERS(LP)	バミューダ諸島	株式	公益事業	79,200	1,985.23	157,230,612	1,891.72	149,824,382	1.83
24	ELETROPAULO METROPOLITANA SA	ブラジル	株式	公益事業	117,400	1,175.29	137,979,633	1,210.91	142,160,834	1.73
25	KEYERA CORP	カナダ	株式	エネルギー	36,534	3,257.63	119,014,575	3,373.03	123,230,351	1.50
26	TARGA RESOURCES PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	47,039	2,635.22	123,958,442	2,540.94	119,523,629	1.46
27	ATLANTIA SPA	イタリア	株式	運輸	101,580	1,188.93	120,772,139	1,132.71	115,061,372	1.40
28	CCR SA	ブラジル	株式	運輸	57,700	1,846.95	106,569,130	1,985.64	114,571,485	1.40
29	SICHUAN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED-H	中国	株式	運輸	4,014,000	32.43	130,210,146	28.01	112,454,217	1.37
30	ENBRIDGE ENERGY MANAGEMENT LLC	アメリカ	株式	エネルギー	52,653	2,199.85	115,828,965	2,123.97	111,833,471	1.36

（注）外貨建株式、外貨建投資信託受益証券の単価および金額は、平成23年9月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成23年9月30日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	86.63
投資信託受益証券	2.61
合 計	89.24

株式業種別投資比率（平成23年9月30日現在）

業 種	投資比率（％）
エネルギー	29.05
運輸	10.06
メディア	2.48
公益事業	45.02
合 計	86.63

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	5,985,981,744	5,991,404,449	11,039	11,049
第2期計算期間末 (平成23年8月15日)	2,800,054,676	2,800,054,676	10,286	10,286
平成22年9月末日	2,728,085,125	-	10,301	-
平成22年10月末日	3,537,949,148	-	10,365	-
平成22年11月末日	4,012,036,979	-	10,613	-
平成22年12月末日	4,908,140,404	-	10,542	-
平成23年1月末日	5,591,677,421	-	10,651	-
平成23年2月末日	5,616,129,969	-	10,888	-
平成23年3月末日	5,275,877,137	-	11,401	-
平成23年4月末日	4,940,455,827	-	11,760	-
平成23年5月末日	4,324,389,896	-	11,595	-
平成23年6月末日	3,567,348,949	-	11,417	-
平成23年7月末日	3,103,799,005	-	10,805	-
平成23年8月末日	2,659,022,270	-	10,491	-
平成23年9月末日	2,295,624,298	-	10,129	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成23年2月15日)	10円
第2期計算期間 (平成23年8月15日)	0円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成23年2月15日)	10.5%
第2期計算期間 (平成23年8月15日)	6.8%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	5,888,225,116口	465,519,495口
第2期計算期間	1,194,718,942口	3,895,095,887口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型） 変移：みずほ・グローバル・ポケット（成長型）

2011年9月30日現在

<基準価額・純資産の推移>

2010年8月30日～2011年9月30日



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものです。
 ※実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2011年8月	0円
2011年2月	10円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	10円

※分配は1万円当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	84.87%
投資信託受益証券	2.56%
その他資産	12.57%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

国内株式の業種別配分(世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド)

業種	純資産比率
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
合計	-

※東証33業種分類にしたがって記載しています。
 ※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

外国株式の業種別配分(世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド)

業種	純資産比率
公益事業	45.02%
エネルギー	29.05%
運輸	10.06%
メディア	2.48%
-	-
合計	86.63%

※世界産業分類基準(GICS)にしたがって記載しています。
 ※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

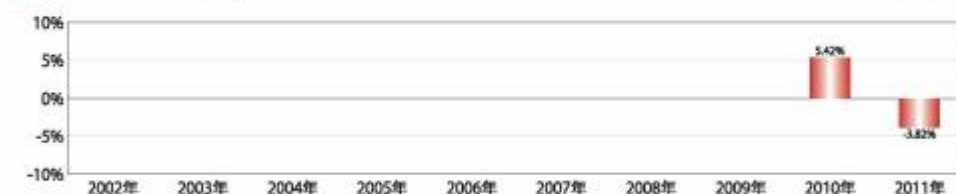
組入上位10銘柄(世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド)

銘柄名	国・地域	業種	純資産比率
NATIONAL GRID PLC	イギリス	公益事業	8.27%
ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	アメリカ	エネルギー	5.62%
SEVERN TRENT PLC	イギリス	公益事業	4.65%
NISOURCE INC	アメリカ	公益事業	4.38%
UNITED UTILITIES GROUP PLC	イギリス	公益事業	4.21%
TRANSCANADA CORPORATION	カナダ	エネルギー	4.09%
CENTERPOINT ENERGY INC	アメリカ	公益事業	3.71%
ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	3.31%
RED ELECTRIC CORPORATION SA	スペイン	公益事業	2.96%
SNAM RETE GAS SPA	イタリア	公益事業	2.77%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引日の分配金を単純に計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2010年については、設定時から12月末日までの収益率を記載しています。
 ※2011年については、年初から9月末日までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

5

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、償還予定のファンドを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

スイッチング対象ファンドによっては、上記に定める日以外にもスイッチングのお申し込みの受付を行わない場合がありますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ シドニーの銀行の休業日
- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年8月17日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にいたします。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定にお

ける書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決さ

れた場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における資産管理サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため

に必要な行為にかかる業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資一任契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくマザーファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に180日以上前に通知することにより、契約を解除することができます。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成22年8月30日から平成23年2月15日まで）及び第2期計算期間（平成23年2月16日から平成23年8月15日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成22年8月30日から平成23年2月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成23年2月16日から平成23年8月15日まで）については同内閣府令附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2） 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年8月30日から平成23年2月15日まで）及び第2期計算期間（平成23年2月16日から平成23年8月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型）財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成23年 2月15日現在)	第2期 (平成23年 8月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,067,687	109,343,907
親投資信託受益証券	5,914,319,076	2,745,594,825
未収入金	-	26,000,000
未収利息	177	118
流動資産合計	6,024,386,940	2,880,938,850
資産合計	6,024,386,940	2,880,938,850
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,422,705	-
未払解約金	-	41,657,240
未払受託者報酬	974,934	1,160,644
未払委託者報酬	31,782,803	37,836,857
その他未払費用	224,754	229,433
流動負債合計	38,405,196	80,884,174
負債合計	38,405,196	80,884,174
純資産の部		
元本等		
元本	5,422,705,621	2,722,328,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	563,276,123	77,726,000
（分配準備積立金）	376,907,074	180,586,215
元本等合計	5,985,981,744	2,800,054,676
純資産合計	5,985,981,744	2,800,054,676
負債純資産合計	6,024,386,940	2,880,938,850

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成22年 8月30日 至平成23年 2月15日	第2期 自平成23年 2月16日 至平成23年 8月15日
営業収益		
受取利息	23,414	39,497
有価証券売買等損益	436,319,076	123,724,251
営業収益合計	436,342,490	123,684,754
営業費用		
受託者報酬	974,934	1,160,644
委託者報酬	31,782,803	37,836,857
その他費用	224,754	229,433
営業費用合計	32,982,491	39,226,934
営業利益	403,359,999	162,911,688
経常利益	403,359,999	162,911,688
当期純利益	403,359,999	162,911,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	21,030,220	67,222,679
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	563,276,123
剰余金増加額又は欠損金減少額	197,058,345	157,616,554
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	197,058,345	157,616,554
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,689,296	413,032,310
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,689,296	413,032,310
分配金	5,422,705	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	563,276,123	77,726,000

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	第2期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成23年 2月15日現在]	第2期 [平成23年 8月15日現在]
1. 期首元本額	1,603,380,000円	5,422,705,621円
期中追加設定元本額	4,284,845,116円	1,194,718,942円
期中一部解約元本額	465,519,495円	3,895,095,887円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,422,705,621口	2,722,328,676口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	第2期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 委託者報酬	当ファンドの主要投資対象である世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用9,162,420円。	当ファンドの主要投資対象である世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用10,833,877円。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,905,090円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(329,424,689円)、信託約款に定める収益調整金(186,369,049円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は568,698,828円(1万口当たり1,048.72円)であり、うち5,422,705円(1万口当たり10円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(33,887,122円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(53,959,394円)及び分配準備積立金(146,699,093円)より分配対象収益は234,545,609円(1万口当たり861.54円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	第2期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期 自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	第2期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成23年 2月15日現在]	第2期 [平成23年 8月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	432,696,092	187,361,352
合 計	432,696,092	187,361,352

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期 [平成23年 2月15日現在]	第2期 [平成23年 8月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	第2期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 [平成23年 2月15日現在]	第2期 [平成23年 8月15日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1039円 (11,039円)	1.0286円 (10,286円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
親投資信託 受益証券	世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド	2,635,180,752	2,745,594,825	
合 計		2,635,180,752	2,745,594,825	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成23年 2月15日現在]	[平成23年 8月15日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部 流動資産		

預金	239,088,129	507,453,632
コール・ローン	216,997,502	91,841,959
株式	13,883,583,751	9,204,821,718
投資信託受益証券	1,141,143,218	310,374,100
派生商品評価勘定	-	191,873
未収配当金	30,408,604	17,017,679
未収利息	350	99
流動資産合計	15,511,221,554	10,131,701,060
資産合計	15,511,221,554	10,131,701,060
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	261,290
未払金	-	30,477,178
未払解約金	-	61,000,000
流動負債合計	-	91,738,468
負債合計	-	91,738,468
純資産の部		
元本等		
元本	13,935,297,415	9,636,380,152
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,575,924,139	403,582,440
元本等合計	15,511,221,554	10,039,962,592
純資産合計	15,511,221,554	10,039,962,592
負債純資産合計	15,511,221,554	10,131,701,060

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。	株式及び投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 (1) 株式 同左 (2) 投資信託受益証券 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成23年 2月15日現在]	[平成23年 8月15日現在]
-----	-------------------	-------------------

1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,150,000,000円	13,935,297,415円
同期中における追加設定元本額	10,260,166,859円	969,700,929円
同期中における一部解約元本額	474,869,444円	5,268,618,192円
同期末における元本の内訳		
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（毎月決算型）	8,621,921,190円	7,001,199,400円
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）	5,313,376,225円	2,635,180,752円
合 計	13,935,297,415円	9,636,380,152円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	13,935,297,415口	9,636,380,152口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品 の内容及 びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式、投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品 に係るリ スクの管 理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品 の時価等 に関する 事項につ いての補 足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
1. 株式及び投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 株式及び投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 派生商品評価勘定（為替予約取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
	3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成23年 2月15日現在]	[平成23年 8月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	649,884,115	64,788,026
投資信託 受益証券	17,402,881	10,903,071
合 計	667,286,996	53,884,955

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで
の期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	[平成23年 2月15日現在]				[平成23年 8月15日現在]			
	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	-	-	-	-	30,282,454	-	30,446,830	164,376
オーストラリアドル	-	-	-	-	30,282,454	-	30,446,830	164,376
売建	-	-	-	-	137,849,164	-	138,082,957	233,793
米ドル	-	-	-	-	137,849,164	-	138,082,957	233,793
合 計	-	-	-	-	168,131,618	-	168,529,787	69,417

（注）時価の算定方法

（１）計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価
しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法に
よっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物

売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成22年 8月30日 至 平成23年 2月15日	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	[平成23年 2月15日現在]	[平成23年 8月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1131円 (11,131円)	1.0419円 (10,419円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	株		米ドル	米ドル	
	CHESAPEAKE MIDSTREAM PARTNERS LP(LP)	31,249	26.47	827,161.03	
	EL PASO PIPELINE PARTNERS LP(LP)	75,560	36.14	2,730,738.40	
	ENBRIDGE ENERGY MANAGEMENT LLC	72,953	28.70	2,093,751.10	
	ENERGY TRANSFER EQUITY LP(LP)	78,886	37.71	2,974,791.06	
	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	162,749	42.37	6,895,675.13	
	REGENCY ENERGY PARTNERS LP(LP)	64,893	24.35	1,580,144.55	
	SPECTRA ENERGY CORPORATION	112,000	24.54	2,748,480.00	
	TARGA RESOURCES PARTNERS LP(LP)	47,039	34.38	1,617,200.82	
	WILLIAMS PARTNERS LP(LP)	19,795	53.45	1,058,042.75	
	BROOKFIELD INFRASTRUCTURE PARTNERS(LP)	249,700	25.90	6,467,230.00	
	CENTERPOINT ENERGY INC	227,797	18.70	4,259,803.90	
	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-ADR	154,400	17.29	2,669,576.00	
	NISOURCE INC	320,068	19.63	6,282,934.84	
	NORTHWESTERN CORPORATION	108,607	30.71	3,335,320.97	
米ドル建小計		株 1,725,696	-	米ドル 45,540,850.55 (3,508,011,717円)	
カナダドル	株		カナダドル	カナダドル	
	ENBRIDGE INC	125,800	31.68	3,985,344.00	
	KEYERA CORP	55,134	44.04	2,428,101.36	
	PEMBINA PIPELINE CORPORATION	90,541	26.22	2,373,985.02	
	TRANSCANADA CORPORATION	147,400	40.96	6,037,504.00	

カナダドル建小計		株 418,875	-	カナダドル 14,824,934.38 (1,156,937,879円)	
ブラジルリアル	CCR SA	株 87,600	ブラジルリアル 44.08	ブラジルリアル 3,861,408.00	
	ELETROPAULO METROPOLITANA SA	117,400	28.05	3,293,070.00	
ブラジルリアル建小計		株 205,000	-	ブラジルリアル 7,154,478.00 (341,125,511円)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	株 170,054	ユーロ 11.05	ユーロ 1,879,096.70	
	ATLANTIA SPA	112,074	11.42	1,279,885.08	
	BRISA AUTO-ESTRADAS DE PORTUGAL SA	550,556	2.74	1,513,478.44	
	SES	128,398	17.86	2,293,188.28	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	74,995	35.24	2,642,823.80	
	SNAM RETE GAS SPA	720,111	3.69	2,661,530.25	
ユーロ建小計		株 1,756,188	-	ユーロ 12,270,002.55 (1,351,786,180円)	
英ポンド	NATIONAL GRID PLC	株 1,021,309	英ポンド 5.94	英ポンド 6,066,575.46	
	SEVERN TRENT PLC	265,735	14.77	3,924,905.95	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	633,117	6.01	3,808,198.75	
英ポンド建小計		株 1,920,161	-	英ポンド 13,799,680.16 (1,729,789,908円)	
オーストラリアドル	TRANSURBAN GROUP	株 575,138	オーストラリアドル 4.99	オーストラリアドル 2,869,938.62	
	APA GROUP	326,367	3.80	1,240,194.60	
	DUET GROUP	1,247,871	1.58	1,971,636.18	
	DUET GROUP-PLACEMENT	249,574	1.52	379,352.48	
	HASTINGS DIVERSIFIED UTILITIES FUND	850,765	1.50	1,276,147.50	
	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	2,144,345	1.25	2,691,152.97	
オーストラリアドル建小計		株 5,394,060	-	オーストラリアドル 10,428,422.35 (837,819,451円)	
香港ドル	SICHUAN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED-H	株 8,568,000	香港ドル 3.30	香港ドル 28,274,400.00	
香港ドル建小計		株 8,568,000	-	香港ドル 28,274,400.00 (279,351,072円)	
合計		株 19,987,980	-	円 9,204,821,718 (9,204,821,718)	

（注）外貨建株式の評価額の単価は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

（2）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

英ポンド	投資信託 受益証券	JOHN LAING INFRASTRUCTURE FUND	2,319,494	英ポンド 2,476,059.84	
英 ポ ン ド 建 小 計			2,319,494	英ポンド 2,476,059.84 (310,374,100円)	
合 計			-	円 310,374,100 (310,374,100)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
米 ド ル	株 式 14銘柄	34.9%	-	36.9%
カ ナ ダ ド ル	株 式 4銘柄	11.5%	-	12.2%
ブラジルレアル	株 式 2銘柄	3.4%	-	3.6%
ユ ー ロ	株 式 6銘柄	13.5%	-	14.2%
英 ポ ン ド	株 式 3銘柄	17.2%	-	18.2%
	投資信託 受益証券 1銘柄	-	3.1%	3.3%
オーストラリアドル	株 式 6銘柄	8.3%	-	8.8%
香 港 ド ル	株 式 1銘柄	2.8%	-	2.9%

（注1）組入株式時価比率及び組入投資信託受益証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年9月30日現在）

「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）」

資産総額	2,450,492,261 円
負債総額	154,867,963 円
純資産総額（ - ）	2,295,624,298 円

発行済口数	2,266,421,406	口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,129	円

（参考）

「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」

資産総額	8,560,680,104	円
負債総額	379,742,920	円
純資産総額（ - ）	8,180,937,184	円
発行済口数	7,962,462,398	口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,274	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成23年 9 月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近 5 ヶ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

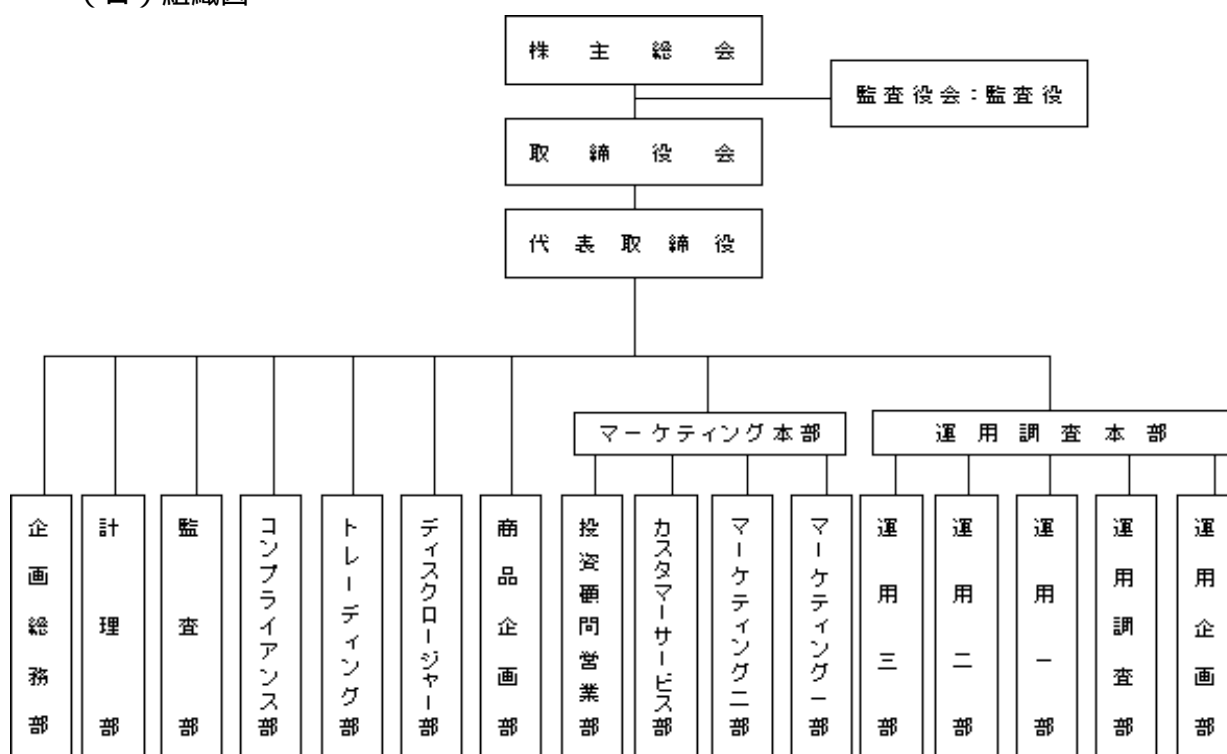
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

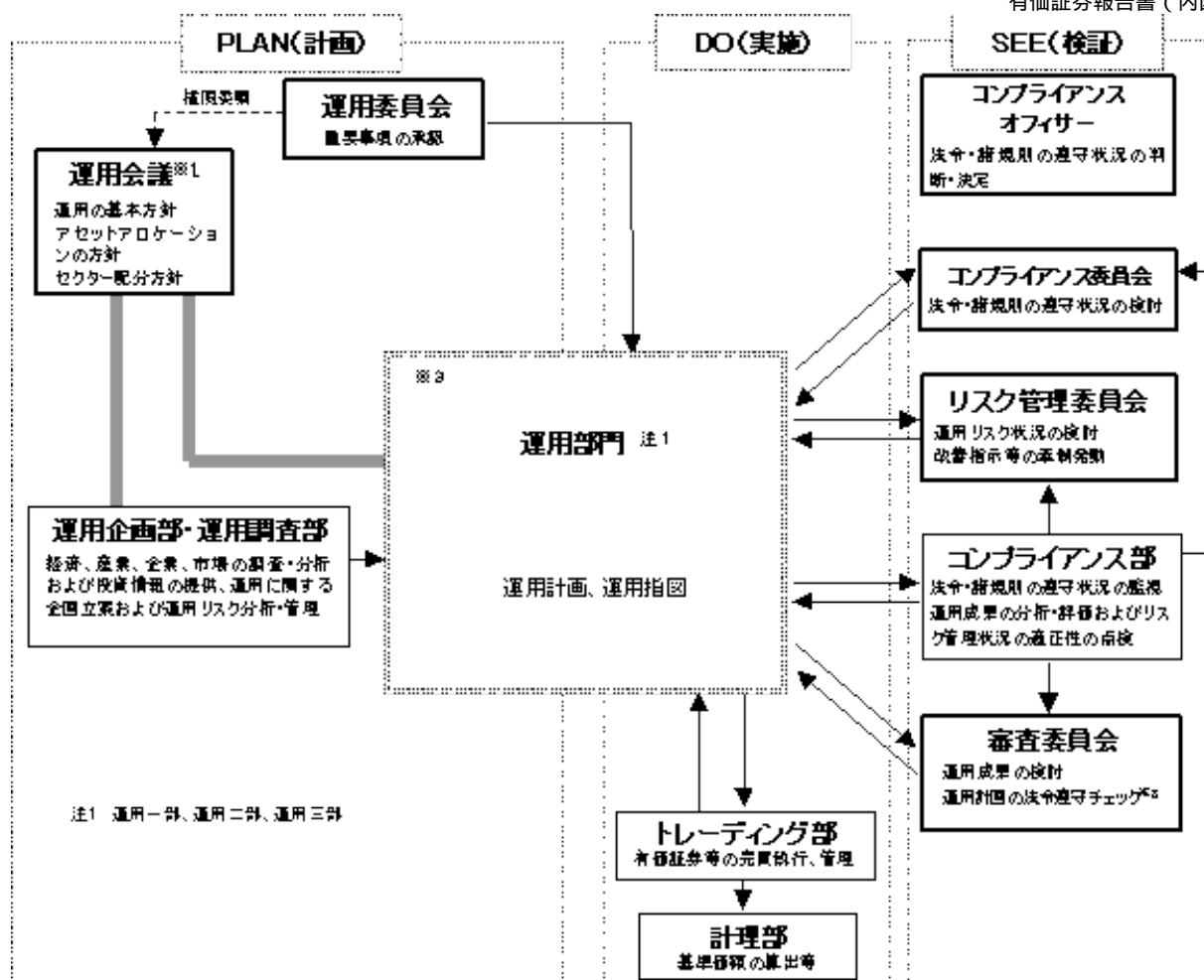
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年9月30日現在）

種 類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	177	2,021,215
株式投資信託（合計）	148	1,620,214
単位型	2	6,359
追加型	146	1,613,854
公社債投資信託（合計）	29	401,000
単位型	2	853
追加型	27	400,147

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	-	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 24,796	2 25,487
器具・備品（純額）	2 38,095	2 43,414
リース資産（純額）	2 13,067	2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 73,596	3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	31	-
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123

長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	1 714,037	1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	6,074	6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,742	227,077
評価・換算差額等合計	107,742	227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	-	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	1 5,826,460	1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,000	2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422

受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	3 335	3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	-	17,772
ゴルフ会員権評価損	-	5,500
過年度減価償却費	41,013	-
本社移転費用	24,575	-
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	4 472,673	4 734,171
法人税等調整額	106,678	3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-

当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	6,074
当期変動額		
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	1,457	753
当期末残高	6,074	6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	500,670	107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	392,928	119,335
当期末残高	107,742	227,077
純資産合計		

前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2．固定資産の減価償却 の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産

3．引当金の計上基準	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 （会計方針の変更） 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。 (1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 _____ (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左
------------	--	---

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
3．引当金の計上基準	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 （会計方針の変更）	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 _____

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	---	---

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円	1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 639,627千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 202,238千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円 2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円 4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	-	643

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	-	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融

商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月 of 定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

当事業年度（平成23年3月31日）

１．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

２．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
合計		8,686,616	9,069,481	382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

５．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	863,276	923,938
(2)年金資産(千円)	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	99,674	74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	295,854	358,725
(7)前払年金費用(千円)	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	171,861	163,241

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,343	82,778
(2)利息費用（千円）	17,358	21,581
(3)期待運用収益（減算）（千円）	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	24,747
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	141,279	124,813
(7)その他（千円）（注2）	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	154,016	138,708

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 24,086千円、当事業年度 23,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 143,338	評価性引当額 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 190,313	前払年金費用 212,388
その他 5,036	その他 1,733
繰延税金負債合計 195,349	繰延税金負債合計 214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 138,637	流動資産 - 繰延税金資産 169,661
固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320	固定資産 - 長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 0.53 交際費等永久に損金算入されない項目 0.81 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.09 住民税均等割等 0.21 税効果未認識差異 2.54 その他 0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59
--	--

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引（注1）	1,099,573	短期貸付金	-

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注１） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ 証券プロ パティマ ジメント 株式会社 （注４）	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 （注１）	160,641	長期差 入保証 金	107,916
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 （注２） ハウジングサー ビス料支払 （注２）	48,084 16,824	その他 未払金 その他 未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- ４．同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 12,168円58銭 1株当たり当期純利益金額 611円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年9月末現在、247,369百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年9月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年3月10日
	平成23年5月12日
有価証券報告書	平成23年5月12日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年9月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成23年2月16日から平成23年8月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成23年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月29日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成22年8月30日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)